



1 貧困を なくそう







**◆◆◆** 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆◆

3月のピヨピヨクラブでは「お楽しみ会」を行いました。

それぞれのクラスで「おたのしみゲーム」を行いました。ふたば クラスでは「おさんぽゲーム」、みつばクラスでは「ゲームあそび」、 よつばクラスでは「ふれあいあそび」など親子で楽しく遊ぶ姿が見 られました。

新年度からは新たなピヨピヨクラブが始まります。これからも親 子で楽しく過ごせる時間を作っていきたいと思います。



▲おさんぽあそびの様子 ▲パズルあそびの様子 ▲ふれあいあそびの様 (ふたばクラス)

◎入館料



(みつばクラス)



子(よつばクラス)

## ○5月のスケジュール(予定)

## ピヨピヨクラブ

ふたばクラス…14日(火)

みつばクラス…16日(木)

よつばクラス…24日(金)

誕生会…13日(月)

栄養相談…20日(月)

こころ相談…28日(火)

**休館日** 1日 (水)、7日 (火)、8日 (水)、 15日(水)、22日(水)、

29日(水)

※スケジュール内容は、変更する場合があります。ま た、詳しい内容は、ぱすてるへおたずねください。

## 「子育てはうす ぱすてる」からのお知らせ

日頃は、「子育てはうす ぱすてる」をご利用いただき、ありがとうございます。 4月1日から「ぱすてる」の入館料の徴収対象が次のとおり変更となります。 町内に住所のある人は、無料となります。ぜひ、ご家族でご来館ください。 ※20歳以上の人は、「身分証」の提示が必要となりますので、ご了承ください。



対 象 者	入館料	その他の事項
町内に住所のある人		20歳以上の人は身分証の提示が必要
町外に住所のある20歳未満の人	無料	身分証の提示を求める場合あり
障害者手帳(身体・療育・精神) の交付を受けている人	™ 1ª1	手帳の提示が必要
町外に住所のある20歳以上の人	有 料	1人につき 100円

※身分証等提示がない場合 は、入館料を徴収させてい ただきます。

※くわしくは窓口及びホーム ページでご確認ください。

申込・問合せ先 子育ではうす ぱすてる ☎ 34-1010

## おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は



▲前回の交流会の様子



▲空飛ぶロケットを作ろう

### ◎第5回ファミサポ交流会が行われます♪

6月1日(土)に、総合町民センターにてファミサポ交流会を行います。 昨年12月に行われた第4回交流会では、たくさんの会員さんやお子さんらが 製作、ゲームやクリスマスコンサートなどに楽しく参加していただきました。

第5回交流会では、廃材などを利用したおもちゃ「空飛ぶロケット」を作って、 作ったロケットでゲームをして遊びます。

その後は、大型絵本を楽しんでもらいます。

参加希望の人は、電話にて次まで申込んでください。

定員になり次第、締め切ります。多数の参加をお待ちしています。

また、6月29日(土)には、サポート活動スキルアップ講習会を計画してい ますので、ぜひ参加してください。

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター (子育てはうす ぱすてる内) **2** 34-1010

# 教育委員会のページ

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

## ◆大野町小中学校の望ましい学校のあり方について(答申)

3月21日、令和4年8月に諮問していました「大野町小中学校の望ましい学校のあり方」について、大野町小中学校のあり方外部検討委員会の原尚委員長より答申をいただきました。

委員会では、町立小中学校の現状や今後の児童生徒 数の推計などを踏まえ、令和4年に実施した学校規模 適正化についてのアンケート結果や、子ども未来シン



▲原委員長(左)から答申書を受 取る教育長

ポジウムなどの意見を 参考に、大野町の子と もたちにとってより良 い教育環境は何なのか を、7回にわたり議論 を重ね、このたび、3 つの提言を含めた答申 となりました。

### ◎提言内容

- ·「学校教育環境のあり方を考えるにあたり学校のみならず、保護者、地域の方々と熟議し共有すること」
- ・「長期的な視点では、学校再編(統廃合)を積極的 に進めることが必要であること」
- ・「これまでの学校と地域の良好な関係性を踏まえつ つ、それぞれがより広い視野でその関係性を見つ め直すこと」

町では答申内容を踏まえつつ、今後さらに保護者や 地域住民のご意見を聞きながら基本方針・基本計画を 策定していく予定ですので、皆さんのご協力をお願い します。

※答申書および過去の委員会資料は町ホームページを ご覧ください。

## ◆カナダ・レベルストーク市へ 町内中学生12人派遣

2月1日から8日にかけ、大野中・揖東中の2年生 12人が海外派遣事業の派遣団としてカナダ・レベル ストーク市へ派遣されました。

現地では、熱烈な歓迎を受け、現地の学校で授業を体験したり、合唱やダンスを披露したりして、互いに文化交流を図りました。また、レベルストーク市の歴史や環境を学び、日本との違いを知ることができました。滞在期間中はホームステイを体験し、慣れない英語に戸惑いながらも積極的にコミュニケーションをとり、ホストファミリーとの交流を深めました。

帰国後の報告会では、生徒の一人が「言葉が違って

も伝えようとする思いで気持ちが通じ合えた。学ぶ姿勢や分かり合おうとする姿勢かたこれからの生活に活したしたい」と報告しました。生徒ら全員が感想や今後の抱負を力強く発表すると、町長が「大野



▲ホストファミリーとの記念撮 影の様子

町とカナダの素晴らしい架け橋ができた。世界に羽ばたける人になってほしい」とエールを送りました。

## ◆要保護・準要保護児童生徒の就学援助

経済的な理由等で就学が困難と認められる町内小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学学用品費、給食費等を援助する就学援助制度です。

#### ◎認定基準

就学援助制度には次の2つがあり、その区分や児童 生徒の学年により受給できる援助費目や金額が異なり ます。提出書類により一定の審査を行い、認定の可否 を決定します。

#### 要保護児童生徒就学援助

保護者が、生活保護法第6条第2項に規定する人で、 生活保護世帯

## 準要保護児童生徒就学援助

保護者が、次のいずれかに該当し、生活保護世帯に 準ずる程度に困窮していると認められる世帯

- (1) 保護者が児童扶養手当法第4条の規定による児童扶養手当の受給者である人
- (2) 保護者の地方税法第295条第1項の規定による市 町村民税が非課税である人

- (3) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる人
- (4)経済的な理由等による欠席日数が多い人
- (5) その他、特に教育委員会が必要と認める人

#### ◎申請方法

申請される人は、6月10日(月)までに、児童生徒が在学する学校へ申請してください。

申請の際には、次の書類の提出が必要です。

- (1) 町要保護および準要保護児童生徒就学援助費受給申 請書(様式第1号)
- (2) 児童扶養手当受給証明書(写) ※受給されている 人のみ
- (3) 令和6年度所得課税証明書
- ※児童扶養手当を受給している人や、受給申請書中にある 『承諾欄』に申請者および同居親族の署名または記名押 印がある人は、所得課税証明書の提出は不要。
- ※令和6年1月2日以降に町内に転入された人は、前住 所地での所得課税証明書を添付してください。
- ※この期間を過ぎても申請できますが、受付をした月の 翌月からの認定(受給)となります。



## 民生委員・児童委員の日

5月12日は、この日に民生委員制度が創設され たことから「民生委員・児童委員の日」と定められ ています。

また、12日~18日の一週間は、民生委員・児 童委員の活動を皆さんに知っていただくための「活 動強化週間」となっています。

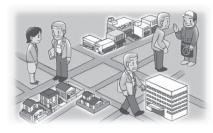
民生委員は、民生委員法に基づく地域のボラン ティアとして、住民の皆さんの生活上の相談に応じ、 必要な援助を行っています。また、児童福祉法によ り児童委員も兼ねており、町では民生児童委員と呼 ばれています。現在、町には36人の民生児童委員 と、子どもや子育ての相談・援助を専門に担当する 2人の主任児童委員が活動しています。

すべての委員は、守秘義務に則って相談内容の秘 密を固く守り、個人情報やプライバシーの保護に配 慮した支援活動を行っています。福祉に関する悩み や心配ごとなど、生活の中でお困りのことがありま したら、お気軽に相談してください。

## 民生委員・児童委員 地域に根ざした活動



住民の福祉に関する相 談に応じ、関係する制度 やサービスについて、情 報を提供します。また、 ひとり暮らし高齢者等の 見守りとして、定期的な 訪問活動を行います。



担当地区内 の住民の実態 や福祉需要を 日常的に把握 します。また、 住民が必要な 福祉サービス

を利用できるよう、行政(相談窓口)や社会福祉協 議会等の関係機関に連絡し、つなぎ役になります。

問合せ先 福祉課 ☎ 35-5369

## 交通遺児・犯罪被害遺児 激励金支給事業

県および町では、5月5日の「こどもの日」に合 わせて、次のとおり交通遺児・犯罪被害遺児に激励 金をお贈りしています。

## 岐阜県激励金

◎激励金額(申請時~高等学校等就学中(20歳未 満)、年間1人あたり)

乳幼児および小学生 15,000円 中学生 20,000円 25.000円 高校生等

### ◎補助対象

義務教育終了までの人および高等学校在学中(高 等専門学校3年修了までの人、特別支援学校の高等 部在学中の人を含む)で満20歳未満の人で、次の (1) または(2) に該当する人

※交通遺児・犯罪被害遺児となった後、養子縁組し た人、もしくは父または母が再婚し生計をともに することとなった人は除きます。

#### (1)交通遺児

5月5日現在、県内に居住し、交通事故により、そ れまで生計をともにしていた父または母(すでに父母 がいない場合にはそれに代わる人)を亡くした人

## (2) 犯罪被害遺児

5月5日現在、県内に居住し、犯罪被害(殺人や 傷害致死など、故意の犯罪行為(人の生命または身 体を害する行為)により害を被ること)により、そ れまで生計をともにしていた父または母(すでに父 母がいない場合にはそれに代わる人)を亡くした人 ※国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁 定がされていることが必要です。

- ○申込期限 5月10日(金)
- ◎申込先 総務課

問合せ先 県環境生活部県民生活課 ☎ 058-272-1111

## 大野町交通遺児育英会助成金

### ◎助成金額

乳幼児 20,000円 小学生 30,000円 中学生 40,000円 高校生 50,000円

大学・大学院・短期大学生 70.00円

#### ◎助成対象

町内に居住し、交通遺児(養護者が交通事故によ り死亡または著しい障害の状態となったため生計の 維持が困難である人)となり、かつ、町内に引き続 き居住する人

※随時受付しています。

申込・問合せ先 総務課 ☎ 35-5364

## 認定こども園年度途中入園のご案内

認定こども園に年度途中で入園を希望される場合は、次のとおり手続きしてください。

## ◎入園申込受付

**申込期限** 入園を希望される月の前月20日(20日 が土・日・祝日の場合は、その前の平日)

受付場所 子育て支援課

◎町内の認定こども園一覧

## ◎必要書類の配布

町ホームページからダウンロードまたは子育て支援 課、各町内認定こども園、子育て支援施設「子育ては うす ぱすてる | 備付け

類型	認定こども園名	定員	年齢	住所	電話番号
保育所型	大野町西こども園(公立)	人08		瀬古480番地	32-1043
休月川空	大野町南こども園(公立)	人08	人 本庄200番地6		35-2002
	大野こども園(私立)	85人	0~5	大野240番地1	32-0022
幼保連携	豊木認定こども園(私立)	130人	歳児	桜大門538番地	32-0029
型	認定こども園うぐいす(私立)	55人	が終りし	公郷313番地	34-2323
	東さくらこども園(私立)	105人		相羽763番地8	34-1533
幼稚園型	大野クローバー幼稚園(私立)	-バー幼稚園(私立) 90人		桜大門30番地	35-9680



※詳しい内容は、町ホームペー ジを確認してください。

問合せ先子育て支援課

**2** 35-5370

## -時預かり事業・地域子育て支援センター事業

町では、子育てを支援する取組みとして、一時預かり事業・地域子育て支援センター事業を実施しています。

### 一時預かり事業

認定こども園に入園していなくても、一時的に保育を 利用することができます。

### ◎利用できる保育内容

- (1) 保護者の就労形態などにより、一時的に家庭にお ける保育が困難となる児童に対する保育
- (2) 保護者の傷病・入院などにより、一時的に家庭に おける保育が困難となる児童に対する保育
- (3) 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消す るための保育
- ○対象児童 町内に住所を有する未就園の生後6カ月以 上小学校就学前の児童
- ※保護者が出産や介護などにより一時的に町内に里帰りする 場合は、町内に住所がなく、住所地市町村の保育所に在籍 している児童も対象となります。
- ◎利用方法 園によって利用方法が異なるため、事前に 直接園まで問合せてください。

## ◎町内一時預かり事業実施認定こども園一覧

O			
認定こども園名	利用可能日時	利用料金	電話番号
大野町西こども 園(公立)	<b>月~金</b> :午前8時30分~午後4時30分 <b>土</b> :午前8時30分~午後0時30分	3歳以上児: 4時間未満600円/4時間以上1,200円 3歳未満児: 4時間未満750円/4時間以上1,500円	32-1043
豊木認定こども 園(私立)	月~金:午前9時~午後4時	3歳以上児:30分100円 3歳未満児:30分150円	32-0029
大野こども園(私立)	月~金:午前8時~午後4時	3歳以上児:30分100円 3歳未満児:30分150円	32-0022
認定こども園う ぐいす(私立)	月~金:午前8時~午後4時	3歳以上児: 半日800円/1日1,600円 3歳未満児: 半日1,200円/1日2,400円	34-2323
東さくらこども 園(私立)	月~土:午前8時30分~午後4時30分	3歳以上児: 4時間未満600円/4時間以上1,200円 3歳未満児: 4時間未満750円/4時間以上1,500円	34-1533
大野クローバー 幼稚園(私立)	月~金:午前8時~午後6時	3歳以上児: 4時間未満600円/1日1,200円 午前8時30分~午後4時30分1,000円 3歳未満児: 4時間未満1,000円/1日1,600円 午前8時30分~午後4時30分1,400円	35-9680

### 地域子育て支援センター事業

育児不安の解消や地域における子育て支援を行うた め、町内にある子育て支援施設や認定こども園を子育て 支援拠点に指定し、子育でサークルの育成支援や育児不 安などの相談・指導を行っています。

## ○対象児童 未就園児とその保護者

※「子育てはうす ぱすてる」は、0歳~小学6年生の 児童とその保護者が対象となります。

◎利用方法 施設によって利用方法が異なるため、事前 に直接施設まで問合せてください。

### ◎町内地域子育て支援センター一覧

施設名	活動内容	電話番号
子育てはうす ぱすてる (道の駅「パレットピアおおの」併設)	・ピヨピヨクラブ(登録制)、おやつ作り教室、育児相談、こころ相談、 その他イベント など	34-1010
子育て支援センター ももたろう (豊木認定こども園)	・ももたろうクラブ (登録制)、あそぼ など	32-0029
子育て支援センター すくすく (東さくらこども園)	・わくわく教室(登録制)、すくすく教室、のびのび教室、サークル活動 など	35-8533
レインボークラブ (大野クローバー幼稚園)	・あそびの会、ワークショップ、クローバーカフェ、おひるごはんの日 など	35-9680



## 病児・病後児保育の登録を!

### ◎病児・病後児保育事業とは

子どもが病気または病気のピークが過ぎても集団で保 育等ができないため自宅療養が必要になったとき、保護 者が仕事等の用事を理由に家庭で面倒をみることができ ない児童(小学校3年生まで)を専門スタッフのいる施 設で一時的に預かる事業です。

#### ◎利用方法

町内に住所を有する人は、大野町・池田町・神戸町・ 北方町・岐阜市の病児・病後児保育施設が利用できます。 利用を希望される場合は、直接次の施設で登録・予約申 込みを行ってください。

	施設名	利用日等 (原則:年末年始と祝日を除く月〜土曜日)	住所	電話番号
大野町	特別養護老人ホームまほろば内 病児・病後児保育 「アンジュ」	<b>月~金</b> :午前8時30分~午後5時 <b>土</b> :午前8時30分~午後0時30分	大野町南方 356-1	090-1418-1796
池田町	池田ふれあいサポートセンター内 病児・病後児保育室「ひまわり」	<b>月~金</b> :午前8時~午後5時30分 ( <b>土</b> :休)	池田町本郷 1628-2	0585-45-3916
神戸町	高田医院内 病児・病後児保育室「オーロラ」	月・火・水・金:午前8時~午後6時 (木・土:休)	神戸町神戸 468	080-8086-8836
北方町	鹿野クリニック 病児保育園「アリエル」	月~金:午前8時~午後6時 土:午前8時~正午	北方町高屋白木 2-77	058-201-7222
	福富医院 病児保育園「すずらん」 河村病院 病児保育園「クララ」	月~金:午前8時~午後6時 土:午前8時~午後5時	岐阜市安食 1 - 87 - 1 岐阜市芥見大般若 1 - 84	058-238-8555 058-241-3311
	小牧内科クリニック 病児保育園「ピノキオ」	月~金:午前8時~午後6時 土:午前8時~午後4時30分	岐阜市昭和町 2-11	058-215-0101
岐阜市	山田病院 病児・病後児保育園「ミッキー」	<b>月~金</b> :午前8時~午後6時 ( <b>土</b> :休)	岐阜市寺田 7-98-1	058-255-1221
以手门	世界ちゃんとモゲル丸先生の 元気なクリニック「セカモゲ」	<b>月〜金・祝日</b> :午前8時〜午後6時 土:午前8時〜午後5時	岐阜市六条南 2-8-20	058-216-3745
	矢嶋小児科小児循環器クリニック 病児病後児保育室「うりぼう」	月~金:午前8時~午後6時	岐阜市日野南 7-10-7	058-214-7077
	操健康クリニック 病児・病後児保育園「パンダのしっぽ」	<b>土</b> :午前8時~午後4時	岐阜市藪田南 1-4-20	070-1683-3003

★変更されることがあります。

#### ◎利用のながれ

### (1) まずは登録(利用の前に登録が必要!)

登録を希望される人は、事前に「登録申請書」を希望 する施設へ提出します。

登録に必要なものは、利用施設により異なりますので 確認してください。

※登録は年度末まで有効のため、毎年登録が必要です。

### (2) 実際に利用する前に施設に予約

利用時には必ず事前に利用施設に予約してください。 症状や定員の確認を行います。

予約締め切り時間が施設ごとに異なります。

事前に医師の診察・医療情報提供書が必要な場合があ ります。

## (3) 時間を守って送迎してください

施設から指示のあった持ち物を持参し、施設で定めら れた時間に送迎してください。

## ◎利用料

1人1日2.000円程度(生活保護世帯は無料) 希望者に昼食・おやつ代が別途必要な場合があります。 診察・医療情報提供書に別途費用が必要な場合があります。

## ◎持ち物

- · 処方箋 · 健康保険証 · 福祉医療費受給者証等
- ・着替え、下着・タオル、バスタオル、ビニール袋
- ・薬 (医師が処方したもの)
- ・エプロン、おむつ、おしりふき、ほ乳ビン、ミルク(必 要な児童のみ)
- ・ 好きなおもちゃ、 本 など

- ※持ち物には必ず名前を書いてください。
- ※施設により詳細が異なりますので、事前に施設に直接 確認してください。

## 多子世帯の病児・病後児保育利用料を 4月1日利用分から補助します

### ◎対象者

町内に住所を有し、18歳以下(18歳に至る年度の 3月31日まで)の子どもを3人以上扶養する保護者

## ◎補助金額・支払方法

病児・病後児保育を利用した子どもの保護者が、対 象施設に支払った費用(ただし飲食物費用、消耗品費 用、延長料金等を除く)を指定口座に振込みます。

#### ◎申請方法・必要書類

次の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のう え、申請してください。

· 町多子世帯病児 · 病後児保育利用料無料化事業補助 金申請書兼請求書(子育て支援課備付けまたは町ホー ムページからダウンロード可)

- **必要書類** ・振込先口座確認書類(通帳、キャッシュ カードのコピー等)
  - ・領収書の原本(利用日、利用した子の 氏名がわかるもの)

## ○申請期限

対象施設を利用した月の末日から6カ月以内

申請・問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

## 夏休み期間中の放課後クラブ利用申請

夏休み期間中に放課後クラブの利用を希望される人は、電子申請または窓口にて申込んでください。

## ◎電子申請

### 申請方法

次の二次元バーコードから専用サイトにアクセスし、申請してください。

- ※必要書類は事前に写真に撮っておくと、スムーズに手続きが可能です。
- ※画像が不鮮明で記載内容の確認が取れない場合には、再申請をしていただく場合がありますので、必要 書類は手元に保管しておいてください。
- ※5月31日(金)午後11時59分の申請分まで有効。

### ◎窓口申請

### 申請方法

次の必要書類を学校教育課窓口に提出してください。

受付時間 午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日を除く) ※時間以外の受付不可。

#### ◎必要書類

- ・放課後クラブ入所申請書(窓口申請・電子申請で申請書を記入し写真添付する場合に必要)
- ・放課後クラブの児童育成に欠ける事由証明(雇用・パート)
- ・その他証明するもの(疾病・介護等の場合:診断書・障がい者手帳・介護認定通知書の写し等)
- ・令和5年度分の市町村民税の課税証明書類(令和5年1月1日時点で町内に住所を有していなかった場合 必要)

### ○申請受付期間

5月1日(水)~5月31日(金)

※申請されても児童の入所状況により、ご希望のクラブに入所できない場合がありますのでご承知おきく

※児童2人以上で申込みの場合は、児童ごとに申請してください。

※必要書類については、学校教育課備付けもしくは、町ホームページよりダウンロード可。

URL https://logoform.jp/form/ciUr/539091

問合せ先

学校教育課 🕿 35-5378

## ゴールデンウィーク期間中のごみの搬入

4月29日~5月6日のごみの搬入可能日は次のとおりです。

	町不燃物処理場 (相羽)	西濃環境整備組合 (下座倉)
4月29日(月·祝)	休	0
30日(火)	$\circ$	0
5月1日(水)	$\circ$	$\circ$
2日 (木)	休	0
3日 (金·祝)	$\circ$	$\bigcirc$
4日 (土·祝)	$\circ$	休
5日 (日·祝)	$\bigcirc$	休
6日 (月·祝)	休	$\circ$

※町不燃物処理場および西濃環境整備組合へ の搬入については、役場において開庁時(平 日の午前8時30分~午後5時15分)に 申請が必要。

#### ○搬入可能時間

## 町不燃物処理場

午前9時~正午、午後1時~午後4時

## 西濃環境整備組合

午前8時30分~午後4時30分

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372



## 新築住宅に関する補助事業等

町では町内で住宅を新築するなどして移住・定住 される人を対象に、次の補助事業を実施しています。

- ○申請期限 10月31日 (木) まで
- ◎対象者 町内で住宅を取得し、入居した人
- ※住宅の取得とは、住宅の新築もしくは住宅の建替 えまたは新築住宅の購入をいいます。住宅の増築 や改築、相続や贈与により取得するものは含みま せん。

### ○町新築住宅の定住奨励金事業

奨励金額	新築住宅に課される固定資産税の家屋分の額に相当する額(上限10万円) ※町内の建築業者と請負契約している場合には、15万円を限度とします。
対象となる住宅	令和元年1月2日〜5年1月1日に取得された住宅 ※固定資産税の新築軽減が適用される家屋であること。
申請方法	申請書および同意書を次まで提出してください。 ※振込先については、対象家屋の所有者名 義の口座情報を記入してください。
交付期間	5年間(対象となる住宅に初めて固定資産 税が課された年度の翌年度を初回の交付年 度とします)

#### ○町新築住宅の移住定住補助金

町内在住の人に対しては30万円、町外 から転入された世帯の人に対しては、 10万円を加算します。

補助金額

※転入とは、世帯員の全員が転入届を提出し て他の市町村等から町内に移り住むことを いいます。ただし、町内から他の市町村等 へ転出届を提出し、転出後3年間を経過し ない再転入の場合は転入とはみなしません。

対象となた住宅 る住宅

令和5年1月2日以降に新築、取得され

※固定資産税の新築軽減が適用される家屋 であること。

申請方法

申請書および同意書を提出 してください。また、オンラ インによる電子申請も可能で



交付期間

1年度限り(対象となる家屋に初めて固 定資産税が課された初年度)

- ※添付書類として、「固定資産税の納税通知書」お よび「固定資産税の課税明細書」が必要です。
- ※振込先については、対象家屋の所有者名義の口座 情報を記入してください。

申請・問合せ先 政策財政課 ☎ 35-5363

## 町結婚新生活支援事業

町では経済的支援を必要とする新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活に係る住居費や引越費用の一部を補 助します。

婚姻時点の年齢が夫婦ともに、

- 39歳以下の場合、1世帯あたり最大30万円 29歳以下の場合、1世帯あたり最大60万円
- ・令和6年1月1日~7年3月31日に婚姻届 を提出し、受理された夫婦であること。
- ・申請時において、夫婦ともに町内に住民登 録がされていること。
- ・町内に3年以上定住する意思がある夫婦で あること。
- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以 下で、かつ夫婦2人の年間合計所得が **500万円以下**であること。
- ・過去に、夫婦ともに当該補助金の交付を受 けていないこと。 等

対象となる

※令和6年4月1日~7年3月31日に支払 われた次の費用が補助対象となります。

- 1 住居費(住宅購入費、住宅賃借費用) ※勤務先からの住宅手当支給分は除く。
- 2 住宅リフォーム費用(住宅機能の維持ま

たは向上を図るために行う修繕、増築、改 築または設備更新等の工事費用 等)

3 引越費用(引越業者または運送業者に支 払った費用)

申請書と次の書類を添えて、提出してくださ U)

- ・戸籍抄本または婚姻届受理証明書
- ・夫婦の所得証明書
- ・住宅の工事請負契約書、売買契約書と領収 書の写し(住居費における住宅購入の場合)
- ・住宅の賃貸契約書と領収書の写し、住宅手 当支給証明書(住居費における賃借の場合)
- 住宅の工事請負契約書、請書と領収書の写 し(住宅のリフォーム費用の場合)
- · 引越に係る領収書の写し(引越費用の場合)
- ・貸与型奨学金を返済したことがわかる書類 (貸与型奨学金の受給者の場合)

申請・問合せ先

政策財政課 ☎ 35-5363

## 軽自動車税(種別割)のお知らせ

軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者に 課税されます。

## 令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書

送付日:5月1日(水) 納期限:5月31日(金)

## 軽自動車税 (種別割) 納税証明書 (車検用) は送付

令和5年1月から軽 JNKS (軽自動車税納付確認 システム) 稼働により、継続検査時に納税証明書の 提示が原則不要となっているため、令和6年度より 軽四輪、軽三輪の軽自動車税を口座振替や地方税お 支払いサイト、スマートフォン決済サービス等から 納付した場合は納税証明書を送付しません。小型二 輪に限り、納税証明書を6月中旬に送付します。

ただし、令和7年度からは小型二輪についても軽 INKS に連携予定のため納税証明書は送付しません。

納税証明書が必要な人は、お手数ですが振替記帳 済の預貯金通帳や決済済みが確認できるものを持参 のうえ、税務課および住民課窓口にて納税証明書(無 料)を交付申請してください。

税額は次のとおりです(条件については一部抜粋)。

## ◎原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

į	税額(年額)						
	特定小型原動機付自転車 (0.60kw以下)	2,000円					
<b>西</b> 卦燃从中丰	50cc以下	2,000円					
原動機付自転車	50cc超~90cc以下	2,400円					
	90cc超~125cc以下	3,700円					
	ミニカー	2,000円					
二輪の軽自動車(1	25cc超~250cc以下)	3,600円					
二輪の小型自動車	6,000円						
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円					
小空付外日期早	その他(フォークリフト等)	5,900円					

## ◎四輪および三輪の軽自動車

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適 用される税額が異なります。

最初(新車)の新規検査を受けた時期は、自動車 検査証(車検証)の「初度検査年月」で確認してく ださい。

	車種区分				税率(年額)											
				3,	月 で	3	1	日 規	4	月に	1 新	7年 日以 規登	3 ま	月 で	3 []	1日
		Ξ	輪	3,	1	0	0	円	3,	9	0	0円	4,	6	0	0円
軽	m	乗	自家用	7,	2	0	0	円	1 (	), 8	8 C	0円	1 2	2,	9 (	0円
員動	蹈輪	用	営業用	5,	5	0	0	円	6,	9	0	0円	8,	2	0	0円
軍	以上	貨物	自家用	4,	0	0	0	円	5,	0	0	0円	6,	0	0	0円
		相用	営業用	3,	0	0	0	円	3,	8	0	0円	4,	5	0	0円

#### 経年重重課

- ・初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過 した軽四輪車等について、その各年度の標準税率 のおおむね20%を重課する特別措置。
- ・電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッ ド自動車および被けん引車は対象外。

## ◎グリーン化特例(軽課)

令和5年4月1日~6年3月31日に初めて車両 番号の指定を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能 を有するものについて、その燃費性能に応じて、令 和6年度に限り、税率を軽課(おおむね75%、 50%、25%軽減)する特例措置があります。

- ※(1) 電気または天然ガス自動車(平成21年排出ガス 規制 NOx 10%以上低減または平成30年排出ガス規 制滴合)
- ※(2) 平成17年排出ガス規制75%低減車両または平 成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料 基準達成かつ令和12年度燃料基準90%達成車両
- ※(3) 平成17年排出ガス規制75%低減車両または平 成30年排出ガス規制50%低減車両で令和2年度燃料 基準達成かつ令和12年度燃料基準70%達成車両

				グリーン(	と特例(軽課)	適用車両		
車種区分			区分	75%軽減 (1)	50%軽減 (2)	25%軽減 (3)		
±0			(660 (下用)	1,000円	2,000円	3,000円		
臂自	ш	乗	自家用	2,700円	対象外	対象外		
憅	蹈輪	用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円		
早	以上	貨物	自家用	1,300円	対象外	対象外		
	_	開	営業用	1,000円	対象外	対象外		

#### ◎異動手続きについて

軽自動車などを譲渡、廃車、住所変更したときに は、お早めに手続きを済ませてください。これらの 手続きをしないと引き続き課税されることになりま す。詳しくは次へ問合せてください。

原動機付自転車	125cc以下		
特定小型原動機付自転車	0.60kw以下	税務課	<b>35-5367</b>
小型特殊自動車	農耕作業用		
二輪の軽 二輪の小型	中部運輸局 ☎ 050-55	局岐阜運輸支局 540-2053	
軽自動車	岐阜県軽6 ☎ 050-38	目動車検査協会 316-1775	

## 岐阜県からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)で す。必ず納期までに納めましょう。

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367

詳しくは5月7日発送の納税通知書をご覧くだ さい。

問合せ先 岐阜県自動車税事務所 ☎ 058-279-3791



## 町建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いま ちづくりを進めることを目的として、建築物等耐震 化促進事業を実施します。

## 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一 戸建て住宅

◎補助対象者

対象となる住宅の所有者

◎受付期限

11月下旬(予定件数になり次第終了)

## 木造住宅の耐震改修工事に関する補助金

木造住宅の耐震改修工事に対して補助を実施します。

◎補助金額

**工事費120万円以下の場合** 工事費の10分の9 工事費120万円を超える場合 工事費の10分の

4+60万円 (1件あたり上限110万円) ※工事内容によって異なります。

◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一

戸建て住宅

◎補助対象

対象となる住宅の所有者

◎受付期限

予定件数になり次第終了

## 危険なブロック塀の除却に関する補助金

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

◎補助金額

工事費の3分の2(1件あたり上限20万円) ※工事内容によって異なります。

◎対象となるブロック塀

町道沿いに存する危険なブロック塀(町職員が現 地調査します)

◎補助対象者

対象となるブロック塀の所有者

○受付期限

11月下旬頃(予定件数になり次第終了)

※申込受付は先着順。

※詳しい内容は、町ホームページをご覧いただく か、次まで問合せてください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## 町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし! 静かな環境で全室日当たり良好! 商業施設も近くて便利!

団 地 名	中之元は	比団地(特定公共賃貸住宅)2~4階部分					
募集戸数	若干数	3DK					
	使用料	3DK 52,000円/月(駐車場1台、2㎡の物置を含む)					
住宅使用料 (賃貸条件等)	敷 金	家賃の3カ月分					
(貝貝木门号/	その他 インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベ						
		01カ月の世帯全員の所得金額(※)が 158,000 円以上 487,000 円以下の					
7 日次40	人(所得の上昇が見込まれる人を含む)						
入居資格	70 1	目ら居住するための住宅を必要としていること 					
(全てに該当すること) ・現に同居し、または同居しようとする親族があること							
	・ 現(こ)	・現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと					
	・その書	者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと					

- ※ 1カ月の所得とは(年間所得金額-控除額の合計)÷12カ月
- ◇駐車場は、1戸につき1台です。
- ◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。
- ◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先

建設課 🅿 35-5376